

市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法令名	地方自治法	根拠条項	第291条の10第1項
許認可等の内容	広域連合解散に係る許可		
法令の定め	<p>広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>		
許認可等の基準	<p>1 解散許可申請に至るまでの手続きが適法に行われていること。 2 住民福祉等の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域連合の解散が著しく不適當でないこと。</p>		
標準処理期間	<p>総期間 20日 (注：休日は含まない)</p> <p>経由機関 日 [機関名： ]</p> <p>協議機関 日 [機関名： ]</p> <p>処分機関 20日 [機関名： 総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課 ]</p>		
所管部課	総合政策部地域行政局市町村課 (行政係) (内線 23-528)		
備考	<p>・ 2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日(地域創生部地域政策課)、処分期間20日(総合政策部地域行政局市町村課)</p>		